

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和6年（ネ）第1001号
事 件 名	即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件
判決年月日	令和7年2月28日
判 示 事 項	<p>国が即位の礼、大嘗祭関係諸儀式等及び立皇嗣の礼関係等行事を挙行し、これに国費を支出したこと並びに中央省庁が「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」を後援等したことにつき、政教分離原則を定める憲法の諸規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国の行為がこれらの規定に違反するものであったとしても、それが憲法の保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではなく、これらにより、X1らの信教の自由が侵害されたとは認められないとして、国が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<略>
事案の概要	<p>一審原告らが、国が令和の代替わりにおける即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式を挙行し、これに国費を支出したことは、政教分離原則に違反するのみならず、一審原告らの思想及び良心の自由、信教の自由、主権者としての地位並びに納税者基本権を侵害する違憲違法なものであると主張して、国に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。また、①国が令和の代替わりにおける立皇嗣の礼関係行事等を挙行し、これに国費を支出したことにつき、上記事件と同旨の主張をして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるとともに、②中央省庁が、令和の代替わりにおける「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」（以下「本件国民祭典」という。）に後援し、また、内閣総理大臣が、本件国民祭典において天皇の即位に祝意を表したことは、政教分離原則に違反するとともに、一審原告らの思想及び良心の自由を侵害する違憲違法なものであると主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	71巻7号